

令和 7 年度第 2 回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 午前 1 0 時～午前 1 1 時 2 0 分

【ところ】 池田市役所 3 階 議会会議室

【出席者】

■委 員：中川会長、村瀬副会長、福井委員、荒木委員、牛嶋委員

■事務局：水越総合政策部長、塩川総務部長、村上市民活動部長、野村市民活動部次長兼
シティプロモーション課長、永原総務部次長兼人事課長、山本財政課長、森本
総合政策部次長兼政策企画課長、小松政策企画課副主幹、高橋政策企画課主任
主事

【傍聴者】 1 名

【内 容】

1) 開会

＝事務局から配付資料の確認＝

＝水越総合政策部長より中川会長へ意見依頼書・諮問書を手交＝

2) 議事

案件 1：行財政ステップアップガイド重点計画に係る重点ターゲット令和 6 年度実績報告
（確定版）（案）について

＝事務局から配付資料について説明＝

＝質疑応答（抄録）＝

（委 員）

- ・ 各重点ターゲットについては、前回協議した部分が反映されており、大変見やすくなっている。
- ・ 参考資料の財政調整基金について、維持すべき目安を 2 0 億円に設定しているようだが、この数字の根拠はなにか。また、目安を上回っているにも関わらず、参考資料や次の議事 2 の資料では財政状況の悪化についての記載があり、事実関係についてお聞かせいただきたい。

（事務局）

- ・ 「行財政ステップアップガイド重点計画」の前身である「行財政改革推進プランⅢ」で

は、維持すべき財政調整基金の残高目標を標準財政規模の10%程度に相当する20億円と記していた。池田市の標準財政規模が200億円程度のため、目安は20億円となる考え方。

- ・ 維持すべき目安を上回ってはいるが、直近2年の取り崩し状況を踏まえると予断を許さない状況。

(委員)

- ・ 重点ターゲット名称「③シティプロモーションによる関係人口拡大に向けた取組の推進」について、ウォンバット応援大使のYouTube配信はインパクトがあったので、補足資料に掲載してもよかったと思った。
- ・ 参考資料で財政調整基金の取り崩しや経常収支比率の悪化について記載があるが、令和7年度以降の見通しはどうなっているのか。

(事務局)

- ・ 現在の池田市は、財政調整基金の取り崩しを前提でないと当初予算編成ができない状況。それでも令和4年度以前は結果として取り崩しには至っていなかったが、令和5・6年度決算については、いずれも10億円以上の取り崩しが発生した。
- ・ 主な要因は賃上げや物価高であり、令和7年度以降も上昇傾向であることを踏まえると、事業の見直し、歳入確保策を検討するなど、対策を講じてまいりたい。

(委員)

- ・ 12ページの「池田市シティプロモーション戦略」の概略図の①②③を繋ぐ矢印をもう少し大きく描いた方が、それぞれのプロモーションがサイクルすることでアウトプットに繋がる様子を表現できると思った。
- ・ 重点ターゲット名称「⑧人材育成及びワークライフバランスの向上による組織力の強化」について、育児休業に関することはこれまでの努力が実り、結果に繋がっているように見受けられる。次のステップとして、例えば女性の生理休暇や健康診断の再検査に係る休暇など、子育てとは関係のない分野でのワークライフバランスの向上にも取り組んでいただきたい。

(委員)

- ・ 行事の開催報告などで複数枚写真を用いており、参加者の顔が写っているものもあるが、肖像権などの問題はないか。

(事務局)

- ・ イベント開催にあたっては、当日の様子を撮影すること、また、撮影した写真は市ホー

ムページなどに掲載する可能性があることを案内し、了承を得るなどの配慮をしている。

(副会長)

- ・ 細かい指摘になるが、12ページの「池田の魅力 子どもコンテスト」について、当日の様子など応募件数以外の記載があるとよりよいと思った。また、21ページの年次有給休暇平均取得日数など、各種数値や昨年度比較についてはわかるが、その数字の評価があればなおよかった。最後に、24ページの市民説明会の実施について、参加人数を掲載してもよかったように思う。

(会 長)

- ・ 各委員からのご意見を踏まえ、議事1の総評をさせていただく。各重点ターゲットの取組について、いずれも順調に成果を上げられており、また、資料としても図表や写真を用いるなど非常に見やすくなっている。細かい指摘はあったが修正を要するほどではなく、次年度以降の報告書の作成にあたってのご参考としていただきたい。
- ・ 一方で、財政面での指摘が多くあったことは印象的。外部要因も大きいと思うが、経常収支比率の硬直化や財政調整基金の取り崩しは危険信号である。事務局からもお話があったが、次の取組を検討いただきたい。
- ・ 働き方改革の取組については、職員一人ひとりのパフォーマンスを高める効果があることを念頭において、取組を進めていただきたい。

案件2：池田市使用料の算定及び見直しに関する指針（案）について

= 事務局から配付資料について説明 =

= 質疑応答（抄録） =

(委員)

- ・ 事務局からの説明を聞き、資料2【参考1】の約6億円の使用料のすべてが今回の見直しの対象にはならないと解釈したが、その認識で合っているか。
- ・ また、その場合、今回の見直しで対象となる使用料は、令和6年度決算ベースでいくらか。

(事務局)

- ・ ご認識のとおり、政令で金額が定まっているものや近隣市町村間の申し合わせで金額を統一しているものなど、改定が困難な科目もあるため、すべてが見直し対象というわけではない。

- ・ 指針を策定したのちに個別の使用料を精査し、それぞれ見直しの対象とすべきか、または対象外とすべきかを判断する予定であるため、令和6年度決算ベースのうち、どれくらいが対象となるのか、現時点で想定することは困難。

(委員)

- ・ 行政財産の目的外使用料を対象外としているのはなぜか。
- ・ 他の官公庁の例で、自販機の設置など非常に安価な金額で貸出しているケースをよく耳にするが、むしろそういうところの金額こそ見直すべきだと思っている。

(事務局)

- ・ 今回の指針はこれまで算定の基準がなかった貸し館等の使用料について、コストを反映して算定する統一的な式を示すことを目的としたもの。
- ・ 行政財産の目的外使用料については条例で既に計算式が示されており、今回の指針からは対象外にしている。ただし、実態として貸し館の性質に近く、条例においても具体的な料金を規定している共同利用施設の目的外使用料については、今回策定する指針の対象にするもの。

(委員)

- ・ 基本算定式の最後で「基準稼働率」を除しているが、これを考慮することで、結果として使用料が高く算定される認識で間違いないか。

(事務局)

- ・ ご認識のとおり。基準稼働率を考慮しない場合、100%施設利用がなされて初めてコストを回収できるという考え方になるが、実際のところ100%稼働している施設はなく、平日の日中などを含めるとほとんどが50%を切っている状況。
- ・ 今回、基準稼働率に設定している80%でも実態とは乖離があるが、基準稼働率を低く設定しすぎると受益者の負担額が大幅に上昇することが予想されるため、近隣市の状況も参考にしながら、まずは目標という意味も込めて80%と設定したところ。

(委員)

- ・ 池田市の使用料はどれくらいの期間改訂されていないのか。

(事務局)

- ・ 個別事情による小規模な見直しはあったが、全庁的な見直しについては平成9年度以来。

(委員)

- ・ 基本算定式について、実際に数字を当てはめたときにどのような料金になるのか気になるところ。検証はしているのか。
- ・ 見直しのサイクルを考えると、改定率が大きくなるものは4年毎にどんどん金額を上げることになりかねないので、指針の策定にあたっては慎重に事を進めるべき。

(事務局)

- ・ 基本算定式に当てはめて個別の施設の使用料がどうなるのか、これから精査していくことになるが、いくつかの施設についてはモデル的に数字を当てはめながら検証を進めており、実態と乖離しないような基本算定式になっているものと思料。
- ・ 万が一そのような施設があった場合であっても、利用者への生活の影響に鑑みた激変緩和措置として、当該増額に係る改定率の上限を20%に設定している。

(委員)

- ・ これだけ物価が上昇している中なので、使用料をずっと据え置くことの難しさを説明すれば一定理解は得られると思うが、個人・団体など様々な人が公共施設を利用しているため、丁寧な周知・広報が大切。
- ・ また、周知にあたっては、料金の改定についてだけでなく、行政の効率化にも取り組んでいることを合わせて周知いただきたい。

(委員)

- ・ 受益者負担ありきで公共施設を維持管理するのは当然の考え方であり、指針の作成について賛成。
- ・ 指針の中で、市内在住者・市の団体が優先的に利用できることが望ましいとの記載があるが、関係人口の拡大の観点から、今後池田市に通勤・通学する方の取り扱いについても気になるところ。

(副会長)

- ・ 見直しのサイクルについて、4年にした根拠は。

(事務局)

- ・ 先行して指針を策定している北摂地域の他市を参考にした。また、市長や市議会議員の任期が4年であることも考慮した。

(副会長)

- ・ 市営住宅の家賃も対象か。

(事務局)

- ・ 市営住宅の家賃については、国で基準が示されており、今回の指針に基づく見直しの対象からは外す想定。

(委員)

- ・ 個別具体の算定は、指針の策定後に行われることと思うが、基本的には金額が上がるものが多いという認識で間違いないか。

(事務局)

- ・ 近年の物価上昇傾向等に鑑みると、その可能性は高いのではないかと史料。

(会長)

- ・ 施設使用料は施設ごとの条例に定められているのか。それとも、「施設使用料条例」のようなもので1つに括られているのか。

(事務局)

- ・ 条例は施設ごとに定められているが、改正にあたっては、議案を一括りにすることを現時点では想定。

(会長)

- ・ 市議会としてはその方が、全体が見えてわかりやすい。
- ・ 話の本題とは逸れるが、手数料は一括の条例になっているのか。

(事務局)

- ・ 「池田市手数料条例」という一括の条例もあるが、個別の条例で定められているものもある。

(会長)

- ・ 他の委員からも指摘があったが、利用者目線でのわかりやすい周知・広報は重要。
- ・ 平成9年度以来の全庁的な見直しということで、さすがに長く放置しすぎた印象。今回の指針の策定により、定期的な見直しがなされることはよい傾向。

(委員)

- ・ 根本的な議論に戻り、また、他の委員とは異なる意見かもしれないが、指針を策定すること自体の良し悪しについて議論する必要があると史料。
- ・ 使用料の算定に係る基本算定式がオープンになることで、「物件費がかかりすぎている

のではないか。」などの市民からの苦情も想定される。

- ・ 市としては、市民に対して説明責任を果たす必要があることは重々承知しているが、物価上昇や人件費の高騰は市民の皆さんも肌で感じているところなので、物価上昇率を参考に一律の改定率を全施設に適用する手法がシンプルでわかりやすいと思うが、市としてはどのような考えか。

(事務局)

- ・ 全庁的な使用料の見直しが平成9年度以来行われていなかったことから、対外的、また、内部的にも定期的に見直しを行っていくことを示すため、指針の策定はマストと史料。
- ・ 使用料の算定に係る基本算定式を対外的に示すかどうかの議論は内部でもあったが、市としては算定根拠を示し市民への説明責任を果たすべきと判断したもの。

(委員)

- ・ 指針内、例外として取り扱う使用料の中に「基本算定式による算定が困難な特殊性の高い施設、施設の特殊室や付属設備など」と記載があるが、精査していく中でそのような施設等が大半になるのであれば、基本算定式を対外的に示す必要はないのかもしれない。

(会長)

- ・ 可能であれば、基本算定式で計算する施設等を基本算定式のページに記載するのもわかりやすくして良いかもしれない。
- ・ 指針の策定、また、基本算定式の公表を根本から考え直すことについては、委員の考えも一定理解はできるが、市民・市議会への説明責任を果たす必要があることを踏まえ必要であると思料。
- ・ 基本算定式の物件費はランニングコストのみを計上していると思うが、条例改正の際、市議会からイニシャルコストも計上すべきと指摘があるかもしれない。そのあたりはどのような考えか。

(事務局)

- ・ 公共施設という性質から、できるだけ低廉な料金設定をして、より多くの方に利用してもらいたいと考えており、また、国・府の補助金や起債の活用、施設の集約複合化を図りながら施設整備を進めていくことから、経常的な使用料の算定ではイニシャルコストは除き、ランニングコストのみを算定対象にしている。

(会長)

- ・ それでは、議事2のまとめに入るが、使用料の算定及び見直しに関する指針の策定及びその内容について、これまでの議論を踏まえ妥当と判断する。

- ・ 一方で、使用料の改定は市民・団体等の施設利用者の理解を得る必要があることから、丁寧な周知・広報をお願いしたい。
- ・ 委員会としての意見は以上。事務局から、事務連絡をお願いする。

3) 事務連絡

＝ 事務局から委員会の今後の予定などについて説明 ＝

- ・ 本日は貴重なご意見を賜り感謝申し上げます。本日ご審議いただいた議事１・２について、皆様のご意見等を踏まえ、再度内部で検討させていただく。
- ・ また、頂戴したご意見については事務局でまとめ、案件ごとに意見書(案)・答申書(案)を作成するので、次回の委員会において内容の精査をお願いしたい。
- ・ 最後に、本日の議事要旨については、後日皆さまにご確認をいただいたうえで配布資料と共に市ホームページにおいて公表させていただく。

4) 閉会

以上